

全国・海外展開で補助を受けたい

## JAPANブランド育成支援等事業

### 趣旨・目的

海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を中小企業者が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とする。

### 対象となる方

中小企業者、商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、組合、一般財団法人または一般社団法人、NPO法人等

### 支援内容

中小企業の海外展開やそれを見据えた国内販路開拓を支援する補助金で、具体的には、新商品・サービスの開発・改良や展示会への出展、新たな取引先の開拓・契約のために必要となる経費の一部を補助。(補助上限額：500万円～2,000万円※ 補助率：2/3以内※)

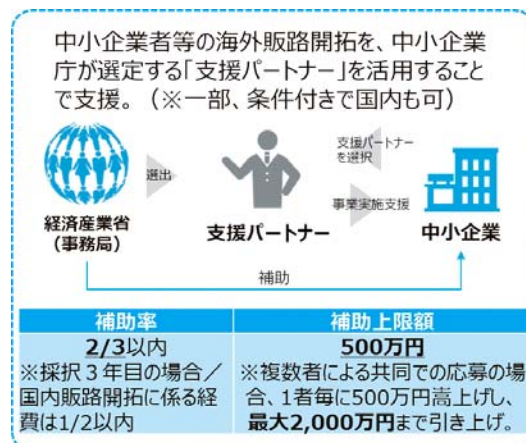
※採択3年目の場合/国内販路開拓の場合には1/2以内

※複数者による共同申請の場合、一者毎に500万円嵩上げし、最大2,000万円まで引きあげ

また、本補助金へ応募する際には申請時に中小企業庁が選定・公表する「支援パートナー(※)」の中から利用する支援パートナーとその支援サービスについて明記すること、及び補助事業期間中において支援パートナーが提供する支援サービスの提供を受けることが、JAPANブランド育成支援等事業費補助金の交付を受けるための必須要件となる。

#### ※支援パートナーとは

中小企業者が海外販路開拓等を行う上で必要となる様々な活動をサポートできる民間事業者等のうち、「支援パートナー」として中小企業庁が選定・公表した事業者を指す。本補助金に応募する中小企業者は、選定・公表された「支援パートナー」の中から、自らの販路開拓に資する支援パートナーを選択し、支援パートナーと相談することにより事業計画を策定する必要がある。



問い合わせ先

近畿経済産業局 通商部 地域ブランド展開支援室

TEL：06-6966-6054 (137ページ No.2)